

第23回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成23年12月26日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
 - 2番 鈴木俊郎
 - 3番 平戸正己
 - 4番 古川晃市
 - 5番 葛田秀治
 - 6番 武内章一
 - 7番 小川良夫
 - 8番 長谷川良二
 - 10番 伊井勝實
 - 11番 烏海夫男
 - 12番 鈴木弥須雄
 - 13番 遠山修
 - 14番 鶴岡公一
 - 15番 葛田吉弥
 - 16番 石井文夫
 - 17番 御園豊
 - 18番 藤井幸光
 - 19番 榎本雅司
 - 20番 勝畑孟志
 - 21番 飯塚健史
 - 22番 渡辺喜一
 - 23番 前橋勇
 - 24番 川島三夫
 - 25番 高橋一夫
 - 26番 川名康夫
 - 27番 石井清治
- 5 欠席委員 1名
 - 1番 花澤信一
- 6 出席事務職員 3名
 - 鹿島事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成23年12月26日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第23回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、花澤信一委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

19番、榎本雅司委員、21番、飯塚健史委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題とします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件は、蔵波在住の方が、同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況につきましては、議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略して、質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2を議題としますが、議案第1号の2につきましては委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人からの買い取りの申し出を受けての農業経営の拡大です。場所は、飯富字東ノ下です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

なお、本件申請地につきましては、第20回農業委員会総会、議案第1号の1にてご審議いただいた案件でございますが、平成23年9月21日の総会当日に義務者が亡くなり、取り下げとなりましたが、今回相続人が確定したことから再度申請となりました。

会議資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣で調和した農作業を実施しており、問題ありません。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川でございます。

この案件につきましては、ただいま事務局のほうからお話ございましたが、昨年の9月にこの案件を検討していただいたわけでございますが、〇〇〇〇さんが亡くなりまして、新たに今度〇〇〇〇さんが引き継ぎまして、この案件が出てきたわけでございますが、1回皆さんとご検討をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

〔〇〇番 〇〇〇〇君着席〕

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件は、上泉在住の方が、同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況につきましては議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては同一世帯内での贈与ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略して、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件は、川原井在住の方が、同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況については議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては同一世帯内での贈与ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略して、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に隣接しており、耕作に便利であることから取得したいとのこと。場所は、横田字狐嶋です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料12ページをごらんください。所有農地及び耕作に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、世帯で150日です。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、隣接地で農作業を実施しており、今後も地域の利用調整に協力していくとのことと問題ありません。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、葛田吉弥委員、お願いします。

○15番（葛田吉弥君） 15番、葛田でございます。

過日〇〇さんのほうから話がありまして、食品販売をしながら農業をやるというふうな本人の意向でございました。片や〇〇さんのほうは高齢なため、農業をこれからやめていくのだというふうな話を〇〇さんのほうから話は聞いています。場所は、JAの経済センターの南、農業センターのすぐ隣なのです。それで本人も隣に隣接しているもので使い勝手がいいということで、今回こういうふうな話になったというふうな話を聞いています。ご審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） うろ覚えなのですが、ここの土地というのは、数年前ぐらいに基盤整備したような記憶があるのですが、そこの土地とはちょっと違うのでしょうか、場所は。あの辺はずっと一帯基盤整備をしていましたよね。

○議長（勝畑孟志君） 地元委員、葛田さん。

○15番（葛田吉弥君） それは広域農道の東と西は1反ずつ抜いてあります。そこから中が基盤整備対象区域です。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、袖ヶ浦市の有限会社が、神奈川県相模原市在住の方から農地を2筆、合計で1,020平米を買い取りまして、貸し駐車場に転用したいとする案件でございます。なお、当該貸し駐車場の整備に関しましては、近隣の住民の方及び在勤者の方からの要望もあって申請に至ったということでございます。

総会資料13ページをお開きいただきたいと思います。こちら位置図になりますが、申請地は奈良輪北通りの南側に位置しておりまして、道路から田んぼで言いますと2枚目に当たります。周囲に農地、住宅が混在する第2種農地でありまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水関係でございますけれども、雨水については場内浸透として、汚水、雑排水は排水されません。また、隣接農地の境界にコンクリートの擁壁及びブロックで土砂の流出を防止することとなっております。申請目的実現の確実性についてでございますが、隣接農地所有者も同意している案件であり、資金計画についてもすべて自己資金ということから特に問題はないものと思われまます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。

12月の19日午後1時ごろですけれども、代理人さんと現地にて立ち会い説明を受けました。現地は奈良輪北通りから20メートルぐらい入った西側であります。現地は耕作はされておりませんで、草はきれいに刈り取ってありました。この場所周辺は宅地化がかなり進みまして、住宅の建築が増加しております。駐車場需要も見込めることから貸し駐車場として当地を選定したようでございます。駐車場用地として支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） これは調整区域でございますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 調整区域です。

○19番（榎本雅司君） 40戸連たんに該当するのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 駐車場ですので、40戸連たんの該当ではありません。

○19番（榎本雅司君） 一応今の説明だと調整区域ですね。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 申請地の隣の地権者は違うのですか。それとも同じ人ですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、わかりますか。

○事務局（佐久間 章君） 南隣の所有者は特に調べてはおりませんが、同意は得られております。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） これは駐車場ということですが、車の出入りは、これは裏手のほうの農道から出入りするような形でしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 申請地の東側に当たります農道、こちらから出入りいたします。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 図面の右側。そうすると、右側から出入りすると、これは農道だと思うのですが、その辺は差し支えないのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 特に支障はないものと思われま。

○23番（前橋 勇君） わかりました。

○議長（勝畑孟志君） 榎本委員。

○19番（榎本雅司君） これは遊休農地みたいになっていた。埋め立てはされていないのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 耕作はされておられません。

○19番（榎本雅司君） 耕作はされていないわけですね。これから埋めて駐車場に。

○事務局（佐久間 章君） はい。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件は、福王台在住の個人が奈良輪在住の所有者から申請地を使用貸借して、一般住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の15ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。申請地の周囲は住宅化が進んでおりまして、第2種農地と判断されます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

汚水、雑排水は合併浄化槽で処理をいたしまして、既存の道路側溝へ排出されます。また、雨水につきましては宅地内で雨水ますを設置し、集水をしてから既存の道路側溝へ排出されます。

以上のようなことから転用することに支障はないものと思われまます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。

12月の20日午後1時ごろ代理人さんと現地にてお会いしまして、説明を受けました。現地は奈良輪北通りから100メートルぐらい行った左側の場所でありまして、現地の状況は畑として利用していたものと思われまます。譲受人は、譲渡人の娘さんの夫でありまして、現在福王台に貸し家を借りて住んでおります。妻と子供1人の3人で住んでいるということでございます。この場所につきましては、住宅用地に転用することに支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明は終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定します。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の3についてご説明いたします。

本件は、神納在住の個人が神納在住の所有者から農地を売買によって、自己所有しているダンプ等の駐車場用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の17ページ的位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は第1種農地と思われませんが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断されまして、不許可の例外に該当するものと考えられます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

汚水、雑排水は排出されません。雨水につきましては、敷地内の浸透式とするそうでございます。

以上のようなことから転用することに支障はないものと思われまして。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。

12月の19日の9時半、現場で聞き取りをしました。売買の面積は1,021ヘクタールでございます。資料の17から18ページです。代理人の〇〇〇〇さんは前の〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。買い主は隣に住んでいます運送業でございまして、駐車場にしたいということでございます。ダンプの駐車場なので油の流出等については十分に気をつけるそうです。この土地は農振より外れている土地です。南の通りは広域農道です。ダンプを置く台数、これは8台、4トンが1台、通勤の運転手の車が8台だそうです。それと網かけに使う砂、これは山砂のきちんとしたものを使用するそうです。この資料に図面はないのですが、高さは柵渠2段で埋め立てしたいそうです。右側は遊休地で、草がきれいに刈って、少し草が生えているぐらいの土地でありました。

以上、報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 榎本です。

この説明だと雨水は浸透式。

○事務局（佐久間 章君） 浸透式です。

○19番（榎本雅司君） 浸透式で大丈夫ですか。隣地への被害防除は。

○事務局（佐久間 章君） これは大丈夫です。擁壁等をやりますので。

○19番（榎本雅司君） 注意して、気をつけるようにしてください。

○事務局（佐久間 章君） はい。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 公図の土地で51番が該当地になっていますけれども、この52の1というのはこれは地目は何ですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 52の1は申請者の住所地であって、宅地になっております。

○23番（前橋 勇君） わかりました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定します。

次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の有限会社が上泉在住の所有者2名なのですが、共有となっております。こちらから売買によって農地を取得して介護福祉施設用地、具体的に申し上げますと、短期入所施設25床及びデイサービス10人の介護施設、こちらに転用しようとする案件でございます。

総会資料の19ページ的位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は上泉の花川橋の交差点から川原井方面へ約400メートル行ったところの農地です。権利関係等は議案記載のとおりでございます。

汚水につきましては、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理をして既存排水路に合流されます。雨水につきましては、浸透式で抑制をしてから既存排水路に放流されます。また、埋め立てに際しましては擁壁を設置します。隣接農地所有者からは同意を得ております。したがって転用することに特に支障はないものと思われまます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、平戸正己委員、お願いします。

○3番（平戸正己君） 3番、平戸です。

ただいま事務局の報告のとおりでございますけれども、現地の調査を報告します。ダブるかもしれませんが、先ほど言いました場所については上泉の信号からドイツ側に向かって400メ

ートの左側の田んぼでございます。現況については、これ4枚ですけれども、現在は耕作放棄地でございます。10年前までは耕作をしておりましたけれども、湿地で機械等が非常に使いづらいということで、今はこのような状況でございます。この農地の復元については地盤整備、排水とか土地改良の暗渠、客土をしなければなかなか田んぼには難しいというところでございます。これだけの譲渡人は得られないということで売買に至ったということでございます。代理人とは23日4時ごろ現地で説明を受けました。そして、譲渡人の農地は、ここを建てますと約3,000平米でございます、約3反でございます。ここに山砂で埋めるということでございます。そして、大体道路と同じぐらいですから、埋める量は1メートルぐらいです。そして、譲受人はここに1,000平米、約1反、300坪の平家建ての介護施設をつくるということでございます。そしてまた、現地については1筆、20ページのちょっと図を見ていただきたいと思っておりますけれども、ここに他人の土地がございますが、この方については同意をいただいたということでございます。また、上泉の水利組合長とは、ここには全部水路、今土側溝ですけれども、U字溝を埋けて、水路を設置をするということで、いろいろと条件をつけて同意書をもったということでございます。もう一つは、水路の上に畑がございます。この方にも説明をするということになっております。

そういうことでひとつ審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は、市原市の株式会社様が、申請地を川原井在住の所有者から使用貸借により借り受けまして、砂利採取の搬出路用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件でございます。

総会資料の21ページ、こちらの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、平岡小学校幽

谷分校から南東約1キロの生産性の低い第2種農地、こちらでございます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容といたしましては、平成23年1月5日付で、平成24年1月31日まで承認を受けた期間を、平成25年1月31日まで延長しようとする案件でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第3号の2についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の有限会社が、申請地を林在住の方から賃貸借によって借り受けまして、土砂採取事業の継続に伴う搬出路及び土砂沈砂池用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件でございます。

総会資料22ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、国道409号線に面した周囲を山林に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容といたしましては、平成23年1月5日付で、平成24年1月31日まで許可を受けた期間をさらに延長しようとする案件でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成23年度第8次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度第8次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が14件で60万96平方メートルとなっております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）11ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。株式会社〇〇〇〇ですが、申請件数が5件で、申請面積は7.76アール、10.21アール、10.21アール、10.21アール、20.41アールの合計58.80アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は35.18アール、〇〇〇さんですが、申請件数が8件で、申請面積は80.79アール、162.99アール、78.89アール、31.05アール、43.53アール、23.28アール、44.60アール、41.85アールの合計506.98アールとなっております。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。有限会社〇〇〇〇ですが、申請面積は20.42アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案の9ページからになります。農地法第4条第1項7号の規定による転用届出に対する専決処分につきまして、農地法第4条第1項7号の規定による届け出の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年11月1日から11月30日まででございます。

次に、10ページからになります。農地法第5条第1項第6号の規定による転用の届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11号第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理いたしましたので報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年11月1日から11月30日まででございます。

次に、24ページになります。農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたのでご報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年11月1日から11月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、本日の日程はこれですべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第23回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時45分 閉会